

2022年10月25日

各 位

会 社 名 バリオセキュア株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 稲見 吉彦
(コード番号：4494 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 磯江 英子
(TEL. 03-5577-3284)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月下旬に開催予定の臨時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを9月9日付「HEROZ 株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式の発行、監査等委員会設置会社への移行及び親会社の異動に関するお知らせ」にて公表しております。本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同臨時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、また、取締役への権限委任に関する規定の新設等の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	2022年11月30日(水)(予定)
定款変更の効力発生日	2022年11月30日(水)(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
(機関構成)	(機関構成)
第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. 監査役会	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 11 条 (条文省略)	第 6 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第 12 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、8 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)</u> であるものを除く。) は、8 名以内とする。
(新設)	2. <u>当社の監査等委員は、3 名以内とする。</u>
第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 20 条 当社の取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u>
(新設)	4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づく補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第 22 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。	第 22 条 当社は、取締役会の決議により、 <u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
2 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から役付取締役を定めることができる。	2 当社は、取締役会の決議により、 <u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長 1 名を定めるものとし、必要に応じて取締

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>役の中から役付取締役を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、監査等委員会の決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(場所の定めのない株主総会)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(電子提供措置に係る経過措置)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定に関する措置)</p> <p>2022年11月30日臨時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同臨時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>